

令和4年度

三重県公益認定法人等年次報告

令和5年3月

三重県

「三重県公益認定法人等年次報告」について

旧民法に基づく公益法人制度の抜本的改革を進めるため、いわゆる公益法人制度改革3法*が平成20年12月1日に施行され、一定の要件を満たせば登記のみで設立できる一般法人（一般社団法人または一般財団法人）の制度が創設されるとともに、このうち別に法律で定める基準を満たしている法人は、公益法人（公益社団法人または公益財団法人）として認定を受けることができるという現行の公益法人制度が創設されました。

本報告は、公益法人及び公益信託に関して、三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例（平成14年三重県条例第42号。以下「条例」といいます。）第42条、三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例施行規則（平成14年三重県規則第57号。以下「規則」といいます。）第31条及び三重県教育委員会の所管に属する公益信託の許可等に関する規則（平成14年三重県教育委員会規則第21号。以下「教育委員会規則」といいます。）第31条に基づき取りまとめ、公表するものです。

*公益法人制度改革3法 次の3つの法律を指します。

- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）
- ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）
- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）

条例第42条 知事等は、公益認定法人の業務及び財産の状況、公益信託に係る信託事務及び財産の状況並びに公益認定法人及び公益信託に係る指導、許可、認可、監督及び検査の状況を、規則で定めるところにより、毎年1回、年次報告として取りまとめ、これを公表しなければならない。

規則第31条 条例第42条の年次報告は、次に掲げる事項について取りまとめるものとする。

- 1 公益認定法人及び公益信託の現況及びその制度の概要
- 2 知事が所管する公益認定法人及び公益信託の現況
- 3 知事が所管する公益認定法人及び公益信託に対する指導内容等
- 4 その他知事が必要と認める事項

教育委員会規則第31条 条例第42条の年次報告は、次に掲げる事項について取りまとめるものとする。

- 1 公益信託の現況及びその制度の概要
- 2 教育委員会が所管する公益信託の現況
- 3 教育委員会が所管する公益信託に対する指導内容等
- 4 その他教育委員会が必要と認める事項

目次

| | |
|------------------------|----|
| 第1章 公益認定法人制度の概要 | 1 |
| 第1節 公益認定法人の位置付け | 1 |
| 1 公益法人の制度改革 | 1 |
| 2 広義の公益法人等 | 1 |
| 第2節 公益認定法人に関する法制度 | 1 |
| 1 公益認定法人制度の法的根拠 | 1 |
| 2 三重県における条例等の整備 | 2 |
| 第3節 公益認定法人に対する監督 | 2 |
| 1 総論 | 2 |
| 2 監督の基本的な考え方 | 2 |
| 3 監督の具体的措置の範囲 | 3 |
| 4 三重県における監督を行うための仕組み | 3 |
| 第2章 三重県における公益認定法人の現況 | 4 |
| 第3章 三重県における公益認定法人の監督状況 | 15 |
| 第4章 三重県における公益信託の現況 | 16 |
| 第1節 公益信託制度の概要 | 16 |
| 1 公益信託の定義 | 16 |
| 2 公益信託の特色 | 16 |
| 3 公益信託の仕組み | 16 |
| 4 公益信託に対する統一的な指導監督等の基準 | 16 |
| 5 公益信託の税制 | 17 |
| 第2節 公益信託の現況 | 17 |
| 1 公益信託の数及び信託財産 | 17 |
| 2 信託目的別信託数 | 17 |
| 3 授益行為の状況 | 17 |
| 4 公益信託一覧表 | 18 |
| 〔参考資料〕 | |
| ○公益認定法人へのフロー図 | 19 |
| ○新公益法人制度施行後における公益法人の概況 | 20 |
| ◆各年12月1日現在の公益認定法人数 | 20 |
| ◆認定処分件数 | 20 |
| ◆変更認定処分・変更届出件数 | 21 |
| ◆公益目的事業費用額 | 21 |

第1章 公益認定法人制度の概要

第1節 公益認定法人の位置付け

1 公益法人の制度改革

平成20年12月に施行されたいわゆる公益法人制度改革3法において、これまで民法において規定されていた民法法人の制度を廃止し、事業の公益性の有無にかかわらず、登記によって法人格を簡便に取得できる一般社団・一般財団法人の制度が創設され、このうち、行政庁が第三者機関の答申を受けて公益性が高いと判断した法人が、公益社団・公益財団法人（以下この報告において「公益認定法人」といいます。）として認定されるという2階層の構成をとることとなりました。

2 広義の公益法人等

1による公益認定の制度に加え、特別法に基づいて設立される公益を目的とする法人を含めて、広義の公益法人ということがあります。その例としては、学校法人（私立学校法）、社会福祉法人（社会福祉法）、宗教法人（宗教法人法）、医療法人（医療法）、更生保護法人（更生保護事業法）、NPO法人（特定非営利活動促進法）等があります。

また、特別法の規定に基づく、公益も営利も目的としない中間的な団体としては、例えば、労働組合（労働組合法）、信用金庫（信用金庫法）、協同組合（各種の協同組合法）、共済組合（各種の共済組合法）等があります。

第2節 公益認定法人に関する法制度

1 公益認定法人制度の法的根拠

公益認定法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」といいます。）に基づき設立された法人のうち、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」といいます。）第5条に規定する基準を満たすものとして、行政庁が国の公益認定等委員会又は都道府県に置かれる合議制の機関への諮問・答申を経て認定した法人であり、法人の設立、組織、定款、登記、能力、解散等

の一般的な事項については、一般法人法に規定され、公益認定法人として認定されるための基準については、認定法に規定されています。

2 三重県における条例等の整備

三重県においては、公益認定申請を受けた行政庁である知事の諮問に対し、法人が行う事業の公益性について審議し、知事に答申を行うための合議制の機関である三重県公益認定等審議会を設置するとともに、知事又は教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可等の手続等を定めることにより、公益信託に係る制度について、透明性の高い、効率的かつ公正な運用を図り、もって地方分権の時代にふさわしい公益を実現するために、全国に先駆けて制定されたこれまでの条例を公益法人制度改革にあわせて「三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例（平成14年三重県条例第42号。以下「条例」といいます。）として改正しています。

第3節 公益認定法人に対する監督

1 総論

公益認定法人として認定された後においても、公益認定法人としてふさわしい運営を確保するためには、引き続き認定基準を満たした上で事業を実施していくことが必要であり、認定後も引き続き基準に合致しているか、適正な運営が行われているか等、法人自治を前提としつつ、必要な限度において行政庁の監督が重要であると考えられます。

2 監督の基本的な考え方

平成20年11月21日付けで内閣府から発出された「監督の基本的考え方」において、次のような考え方で新公益法人（新制度の公益社団法人及び公益財団法人をいいます。以下同じ。）の監督に臨むことを基本とされました。

- (1) 法令で明確に定められた要件に基づく監督を行うことを原則とする。
- (2) 法人自治を大前提としつつ、民による公益の増進のため新公益法人が新制度に適切に対応できるよう支援する視点を持つ。
- (3) 制度への信頼確保のため必要がある場合は、問題ある新公益法人に対し、迅速かつ厳正に対処する。

(4) 公益認定申請等の審査、定期提出書類等の確認、立入検査などあらゆる機会を活用して法人の実態把握に努める。

3 監督の具体的措置の範囲

監督は、行政庁及び法律で行政庁の権限を委任等された合議制の機関が、公益認定法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、行われるものです。

公益認定法人については、認定法第2章第3節に「公益法人の監督」が設けられ、報告徴収、立入検査、勧告、命令、認定の取消し等の規定が置かれているほか、他節に規定されている変更の認定、定期的な事業報告等も公益認定法人の事業の適正な運営を確保するための措置であり、これら全体を監督の具体的な措置としてとらえることとしています。

4 三重県における監督を行うための仕組み

三重県においては、認定法第3条第2号の規定により知事が行政庁となりますが、公益認定法人の目的を所管し、又は目的に関係する知事部局各課、教育委員会事務局教育総務課、警察本部各課をそれぞれ所管課として、3に述べた監督の具体的な措置について、公益認定法人の監督を行うこととしています。

知事部局においては、公益認定法人を所管する各課が直接、監督を行うこととしています。また各部局に当該部局内の公益認定法人業務の総括及び検査を担当する課が置かれています（検査については、各所管課が実施するとしている部局もあります。）。

教育委員会においては、教育委員会事務局教育総務課が教育委員会関係の公益認定法人を直接、監督するとともに、検査を実施することとしています。

警察本部においては、警務部総務課の調整の下で、公益認定法人を所管する各課が直接、監督及び検査を行っていくこととしています。

総務部行財政改革推進課は、条例を所管する担当課として、また合議制機関の事務局として、各部局等に対して総合調整を行っていくこととしています。

第2章 三重県における公益認定法人の現況

本県において、令和4年12月1日現在で、106法人が公益認定を受け、公益認定法人となっております。

※公益認定等審議会答申年月日順

| 法人の名称 | 公益認定等審議会 答申年月日 | 事業の概要 | 所管部 (課) |
|-----------------------------------|-------------------|--|-----------------------|
| | 登記完了年月日 | | |
| 公益社団法人 みえ犯罪被害者 総合支援センタ ー | 平成21年10月14日 | 犯罪等により被害を受けた犯罪被害者及びその家族又は遺族に対して、精神的支援その他各種支援活動を行い、犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図っている。 | 警察本部 警務課 |
| | 平成21年11月2日 | | |
| 公益財団法人 石水博物館 | 平成22年3月2日 | 博物館を運営して文化財の収集・保管・展示に関する事業を行い、研究と啓発のための講座・講演会等の開催と広報・出版活動を通じて、地方文化の向上及び学芸の進歩に寄与する。 | 教育委員会 教育総務課 |
| | 平成22年4月1日 | | |
| 公益社団法人 三重県獣医師会 | 平成22年9月10日 | 国民生活の向上と社会への寄与を目的に、狂犬病予防および人獣共通感染症の予防など、公衆衛生の向上、食の安全安心、家畜衛生指導、家畜防疫、動物福祉の向上、獣医学術の向上、獣医療の適正な運用に関する事業。 | 農林水産部 家畜防疫対 策課 |
| | 平成22年10月1日 | | |
| 公益社団法人 三重県緑化推進 協会 | 平成23年1月5日 | 「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」第6条に基づき、緑の募金を活用して県民が豊かな緑と水に恵まれた生活が維持できるよう、森林の整備及び緑化の推進を県民各層の参加によって積極的に展開している。 | 農林水産部 みどり共生 推進課 |
| | 平成23年2月1日 | | |
| 公益財団法人 暴力追放三重県 民センター | 平成23年2月15日 | 暴力団員による不当な行為の防止とこれによる被害者等の救済を図るため、広報啓発活動や暴力団に関する相談、不当要求防止責任者講習などを行って、安全で安心な三重県の実現に寄与します。 | 警察本部 組織犯罪対 策課 |
| | 平成23年4月1日 | | |
| 公益社団法人 四日市市シルバ ー人材センター | 平成23年2月15日 | 高齢者の臨時的かつ短期的な就業、またはその他の軽易な業務に係る就業、及びその他の社会参加活動を推進することにより、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに活力ある地域社会づくりに寄与する | 雇用経済部 雇用対策課 |
| | 平成23年4月1日 | | |
| 公益財団法人 三重県建設技術 センター | 平成23年3月2日 | 良質な社会資本の整備と秩序あるまちづくりによる地域社会の健全な発展を目指し、それらを担う人材の育成、社会資本の整備や維持管理及び安全・安心な住環境の実現への支援等を行う。 | 県土整備部 県土整備総 務課 |
| | 平成23年4月1日 | | |
| 公益社団法人 桑名市シルバー 人材センター | 平成23年3月2日 | 高齢者の多様な就業及び社会参加活動の機会を確保・提供する事業、高齢者の能力の活用を図るための事業、並びにこれらの事業を推進するための普及啓発等の諸活動を実施している。 | 雇用経済部 雇用対策課 |
| | 平成23年4月1日 | | |

| 法人の名称 | 公益認定等審議会 答申年月日 | 事業の概要 | 所管部 (課) |
|------------------------------|-------------------|--|-------------------------------|
| | 登記完了年月日 | | |
| 公益社団法人 東員町シルバー 人材センター | 平成23年3月2日 | 社会参加意欲のある高齢者のために、希望、知識及び経験に応じた就業等の活動機会を確保し提供することで、高齢者の生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与する。 | 雇用経済部 雇用対策課 |
| | 平成23年4月1日 | | |
| 公益社団法人 いなべ市シルバ ー人材センター | 平成23年3月2日 | 高齢者の多様な就業及び社会参加活動の機会を確保・提供する事業、高齢者の能力の活用を図るための事業、並びにこれらの事業を推進するための普及啓発等の諸活動を実施している。 | 雇用経済部 雇用対策課 |
| | 平成23年4月1日 | | |
| 公益財団法人 鈴屋遺蹟保存会 | 平成23年3月2日 | 登録博物館として、本居宣長の関係史跡及び遺墨遺品等を永久保存し、その偉業を調査研究するとともに公開顕彰を行う。本居宣長を育んだ松阪の文化的背景に関する調査研究等を行い、郷土の地域文化の向上発展を図る。 | 教育委員会 教育総務課 |
| | 平成23年4月1日 | | |
| 公益財団法人 伊賀文化産業協 会 | 平成23年3月16日 | 伊賀上野城の維持保存並びに伊賀地域の文化産業の継承及び振興に関する事業 | 教育委員会 教育総務課 |
| | 平成23年4月1日 | | |
| 公益財団法人 岡田文化財団 | 平成23年3月16日 | 県民の芸術文化に関する知識と教養の普及・向上に資し、三重県における芸術文化の振興発展に寄与する。並びに奨学金制度を通じ、三重県内の向学心のある若者に教育機会を広げることを目的とする。 | 教育委員会 教育総務課 |
| | 平成23年4月1日 | | |
| 公益財団法人 三重県文化振興 事業団 | 平成23年6月13日 | 当法人は、文化芸術、生涯学習及び男女共同参画社会づくりに関する事業を行うことにより、県民の文化芸術の振興、生涯学習の推進及び男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。 | 環境生活部 文化振興課 |
| | 平成23年7月1日 | | |
| 公益財団法人 くわしん福祉文 化協力基金 | 平成23年6月13日 | 三重県内の特定地域における地域社会の活性化のため、地方公共団体及び公共的団体等が主催し、後援し、又は協賛する諸事業を支援し、地域社会の福祉・文化の向上に寄与する。 | 子ども・福祉部 福祉監査課 |
| | 平成23年7月11日 | | |
| 公益財団法人 三重県国際交流 財団 | 平成23年8月24日 | 多様な人々と共に創る多文化を尊重できる社会の構築を目指し、多文化共生社会の推進に関する事業を中心に、国際交流の促進および国際協力の拡充に関する事業を実施している。 | 環境生活部 ダイバーシ ティ社会推 進課 |
| | 平成24年4月1日 | | |
| 公益財団法人 三重県立美術館 協力会 | 平成23年8月24日 | 三重県美術文化の振興、県民の美術に関する意識の啓発及び普及を基本において、三重県立美術館の事業活動への協力、美術図書等の刊行、有為なる美術作家の育成等の事業を実施している。 | 環境生活部 文化振興課 |
| | 平成23年9月1日 | | |
| 公益財団法人 岡三加藤文化振 興財団 | 平成23年9月22日 | 三重県における以下の事業 1. 科学技術に関する研究及び施設に対する助成 2. 科学知識の普及啓発に対する助成 3. 文化活動に対する助成 4. その他この法人の目的を達成するために必要な事業 | 子ども・福祉部 福祉監査課 |
| | 平成23年11月1日 | | |

| 法人の名称 | 公益認定等審議会 答申年月日 | 事業の概要 | 所管部 (課) |
|-----------------------------------|-------------------|--|----------------------|
| | 登記完了年月日 | | |
| 公益財団法人 三重医学研究振 興会 | 平成 23 年 9 月 22 日 | 医学・医療分野の学術研究に対する助成、 医療従事者への医学・医療に関する知識等 の普及活動実施団体に対する助成並びに地 域における医療の質的向上を目的とする事 業を実施する。 | 医療保健部 医療保健総 務課 |
| | 平成 23 年 11 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 久居一志地区医 師会 | 平成 23 年 10 月 17 日 | 医道を高揚し、医学医術の発展普及と公衆 衛生の向上を図るとともに、正しい医療の 遂行によって地域社会の保健衛生と福祉の 増進を図る。 | 医療保健部 医療保健総 務課 |
| | 平成 23 年 11 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 松阪青年会議所 | 平成 23 年 10 月 17 日 | 奉仕・修練・友情の信条のもと、会員の資 質の向上と啓発に努めるとともに、人を育 て地域社会と国家の健全な発展を目指し、 国際的理解を深め世界の平和と繁栄に寄与 すること。 | 雇用経済部 雇用経済総 務課 |
| | 平成 23 年 11 月 1 日 | | |
| 公益財団法人 諸戸財団 | 平成 23 年 11 月 24 日 | 文化財管理、保全に関する事業を通し、文 化財の保護・保存、日本文化の普及等文化 の振興を目的として活動している | 教育委員会 教育総務課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 三重県障害者団 体連合会 | 平成 23 年 12 月 19 日 | 障がい者の自立及び更生の相談、スポーツ の振興及び健康維持・機能回復、援護を支 える支援者の育成、並びに障害者社会参加 推進センターの運営など。 | 子ども・福祉部 福祉監査課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |
| 公益財団法人 三重県農林水産 支援センター | 平成 23 年 12 月 19 日 | 農林水産業の担い手の確保・育成、農林水 産事業体の経営の合理化、経営基盤の強 化、農林水産物の流通、利用の促進等農林 水産業支援等による県民生活の向上促進 | 農林水産部 担い手支援 課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |
| 公益財団法人 三重県学校給食 会 | 平成 23 年 12 月 19 日 | 学校教育活動の一環として実施される学校 給食について、県内全域にわたり行政と連 携しながら、その円滑な実施及び充実・発 展と食に関する指導・食育の推進を支援す る等、児童生徒の健全な発達に寄与する。 | 教育委員会 教育総務課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |
| 公益財団法人 三重県水産振興 事業団 | 平成 24 年 1 月 16 日 | 安全で安心な水産物を安定的に供給するこ とや地域の活性化を目的として、魚介類の 種苗生産、中間育成、種苗放流及び資源管 理並びに生産基盤の整備を通して水産資源 の維持・増大と安定的な漁業生産の確保を 図る。 | 農林水産部 水産資源管 理課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 伊勢志摩観光コ ンベンション機 構 | 平成 24 年 1 月 16 日 | 三重県伊勢志摩地域の経済活性化等のた め、観光情報の発信、観光客やコンベンシ ョン大会の誘致及び受入体制の整備、映画 等の撮影の誘致及び支援、観光情報の調査 研究や人材育成等を行っている。 | 雇用経済部 観光政策課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |
| 公益財団法人 松阪市勤労者サ ービスセンター | 平成 24 年 1 月 25 日 | 松阪市内の事業所に従事する勤労者及び事 業主並びに松阪市内に居住する勤労者及 びその家族に対する総合的な福利厚生事業 を実施するとともに、松阪市の委託する勤 労者のための福祉事業を受託する。 | 雇用経済部 雇用対策課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 三重県人権教育 研究協議会 | 平成 24 年 1 月 25 日 | 人権教育・人権保育に関する調査研究、情 報・資料の収集、指導者の育成と研修及び 関係機関等との連絡調整を行い、その成果 を広く県民に発信する。 | 教育委員会 教育総務課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |

| 法人の名称 | 公益認定等審議会 答申年月日 | 事業の概要 | 所管部 (課) |
|------------------------------------|-------------------|---|------------------|
| | 登記完了年月日 | | |
| 公益財団法人 三重県救急医療 情報センター | 平成 24 年 2 月 2 日 | 三重県広域災害・救急医療情報システムの運営を通じて、県民にリアルタイムで救急医療機関情報を提供するとともに、県内全ての医療機関にかかる詳細な情報をインターネットを活用して提供している。 | 医療保健部 医療保健総務課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |
| 公益財団法人 伊賀市文化都市 協会 | 平成 24 年 2 月 16 日 | 地域の教育、芸術、文化、生涯学習の振興を目的に、主催公演、講座、体験活動等を行うとともに、産学官連携地域産業創造センターの運営を通じ、環境・食・文化等に関する地域産業の振興に資する事業を行なう。 | 環境生活部 文化振興課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 三重県シルバー 人材センター連 合会 | 平成 24 年 2 月 16 日 | 県内のシルバー人材センターを構成員として、一体となって高齢者の多様な就業及び社会参加活動の機会を確保・提供する事業、高齢者の能力の活用を図るための事業並びにこれらの事業を推進するための諸活動の実施。 | 雇用経済部 雇用対策課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 鈴鹿市シルバー 人材センター | 平成 24 年 2 月 16 日 | 高齢者の多様な就業及び社会参加活動の機会を確保・提供する事業、高齢者の能力の活用を図るための事業、並びにこれらの事業を推進するための普及啓発等の諸活動を実施している。 | 雇用経済部 雇用対策課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 津市シルバー人 材センター | 平成 24 年 2 月 16 日 | 社会参加の意欲のある高齢者のために、希望、知識及び経験に応じた就業等の活動機会を確保し提供することで、高齢者の生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに活力ある地域社会づくりに寄与する。 | 雇用経済部 雇用対策課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 名張市シルバー 人材センター | 平成 24 年 2 月 16 日 | 高齢者の多様な就業及び社会参加活動の機会を確保・提供する事業、高齢者の能力の活用を図るための事業、並びにこれらの事業を推進するための普及啓発等の諸活動を実施している。 | 雇用経済部 雇用対策課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 松阪市シルバー 人材センター | 平成 24 年 2 月 16 日 | 高齢者の多様な就業及び社会参加活動の機会を確保・提供する事業、高齢者の能力の活用を図るための事業、並びにこれらの事業を推進するための普及啓発等の諸活動を実施している。 | 雇用経済部 雇用対策課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 伊勢市シルバー 人材センター | 平成 24 年 2 月 16 日 | 高齢者の多様な就業及び社会参加活動の機会を確保・提供する事業、高齢者の能力の活用を図るための事業、並びにこれらの事業を推進するための普及啓発等の諸活動を実施している。 | 雇用経済部 雇用対策課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 伊賀市シルバー 人材センター | 平成 24 年 2 月 16 日 | 高齢者の多様な就業及び社会参加活動の機会を確保・提供する事業、高齢者の能力の活用を図るための事業、ならびにこれらの事業を推進するための普及啓発等の諸活動を実施している。 | 雇用経済部 雇用対策課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 亀山市シルバー 人材センター | 平成 24 年 2 月 16 日 | 社会参加の意欲のある高齢者のために、希望、知識及び経験に応じた就業等の活動機会を確保し提供することで、高齢者の生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与します。 | 雇用経済部 雇用対策課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |

| 法人の名称 | 公益認定等審議会 答申年月日 | 事業の概要 | 所管部 (課) |
|-----------------------------|-------------------|---|------------------|
| | 登記完了年月日 | | |
| 公益社団法人 志摩市シルバー 人材センター | 平成 24 年 2 月 16 日 | 高齢者の多様な就業及び社会参加活動の機会を確保・提供する事業、高齢者の能力の活用を図るための事業、並びにこれらの事業を推進するための普及啓発等の諸活動を実施している。 | 雇用経済部 雇用対策課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 鳥羽市シルバー 人材センター | 平成 24 年 2 月 16 日 | 高齢者の多様な就業及び社会参加活動の機会を確保・提供する事業、高齢者の能力の活用を図るための事業、並びにこれらの事業を推進するための普及啓発等の諸活動の実施。 | 雇用経済部 雇用対策課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 紀宝町シルバー 人材センター | 平成 24 年 2 月 16 日 | 社会参加の意欲のある高齢者のために、希望、知識及び経験に応じた就業等の活動機会を確保し提供することで、高齢者の生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、活力のある地域社会づくりに寄与します。 | 雇用経済部 雇用対策課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 熊野市シルバー 人材センター | 平成 24 年 2 月 16 日 | 高齢者の多様な就業及び社会参加活動の機会を確保・提供する事業、高齢者の能力の活用を図るための事業、並びにこれらの事業を促進するための普及啓発等の諸活動を実施している。 | 雇用経済部 雇用対策課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |
| 公益財団法人 前田教育会 | 平成 24 年 2 月 16 日 | 「人を育てます,文化を育てます,地域を育てます」をモットーに、次代を担う若者への奨学金給付事業、芸術文化の振興・地域住民の生涯学習支援として多目的研修施設の貸与事業等、地域に根ざした活動を行う。 | 教育委員会 教育総務課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 三重県栄養士会 | 平成 24 年 2 月 23 日 | 高齢者の低栄養改善、食育推進等の栄養指導を行い、県民の生活習慣病予防対策の浸透を図り、地域社会の健康づくり事業に寄与する。 | 医療保健部 医療保健総務課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 志摩医師会 | 平成 24 年 2 月 23 日 | 医道の高揚、医学及び医術の発達並びに地域社会における公衆衛生の向上を図り、社会福祉の増進をもって地域社会に貢献することを目的とした事業 | 医療保健部 医療保健総務課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |
| 公益財団法人 反差別・人権研 究所みえ | 平成 24 年 2 月 23 日 | 「人権が尊重される三重をつくる条例」の具現化とあらゆる差別の撤廃に寄与するため、調査研究・研修育成・普及啓発・相談等の事業を行う | 環境生活部 人権課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |
| 公益財団法人 三重こどもわか もの育成財団 | 平成 24 年 3 月 5 日 | 次世代の三重県を担う児童・青少年の育成に関する事業として、児童健全育成事業及び児童健全育成拠点事業並びに青少年育成事業を行う。 | 子ども・福祉部 福祉監査課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |
| 公益財団法人 三重県健康管理 事業センター | 平成 24 年 3 月 5 日 | 三重県民の結核、がん早期発見及び生活習慣病の予防を中心とした健診検査、健康指導及び健康教育を行い、県民の健康の向上に寄与することを目的とする事業 | 医療保健部 医療保健総務課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 津歯科医師会 | 平成 24 年 3 月 5 日 | 公衆衛生の啓発を図り、地域住民の健康と福祉を増進することを目的として、各種歯科検診、歯科保健指導、歯科保健相談、歯の健康展、訪問・休日・夜間救急歯科診療等の事業を行う。 | 医療保健部 医療保健総務課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |

| 法人の名称 | 公益認定等審議会 答申年月日 | 事業の概要 | 所管部 (課) |
|-----------------------------|-------------------|--|---------------------------------|
| | 登記完了年月日 | | |
| 公益財団法人 三重県市町村振 興協会 | 平成 24 年 3 月 5 日 | 三重県 29 市町の健全な発展を図るため に、市町村振興宝くじ(サマージャンボ・ ハロウィンジャンボ)の収益金を活用し市 町財政支援のための貸付事業及び市町行政 を支援する各種事業を行っている。 | 地域連携部 地域連携総 務課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 三重県バス協会 | 平成 24 年 3 月 5 日 | 地域住民の生活の足として必要不可欠な公 共交通機関であるバス輸送を振興するた め、バス輸送サービスの改善、バス輸送の 安全性の確保、環境対策等を実施する事業 | 地域連携部 交通政策課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |
| 公益財団法人 三重県産業支援 センター | 平成 24 年 3 月 5 日 | 地域産業の振興を図るとともに、活力ある 地域経済の発展に寄与することを目的に、 新産業の創出および地域産業の経営革新を 支援する事業を行う。 | 雇用経済部 中小企業・ サービス産 業振興課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 三重県医師会 | 平成 24 年 3 月 16 日 | 日本医師会及び郡市医師会との密接な連携 のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達 並びに公衆衛生の向上を図り、社会福祉の 増進をもって地域社会に貢献することを目 的とする。 | 医療保健部 医療保健総 務課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 三重県歯科医師 会 | 平成 24 年 3 月 16 日 | 県民の口腔衛生の維持向上を通じた、健康 増進と健康寿命の延伸を目的として、研 修・セミナー、表彰・コンクール、無料歯 科相談・助言、調査研究、情報提供、情報 公開等を中心とした諸活動を行っている。 | 医療保健部 医療保健総 務課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 三重県看護協会 | 平成 24 年 3 月 16 日 | 保健師、助産師、看護師及び准看護師が教 育と研鑽に根ざした専門性にに基づき看護 師の質の向上を図るための研修等の実施、 過酷な労働環境下における慢性的な看護 師不足に起因して発生が危惧される医療 事故リスク等の回避を目的として安心し て働き続けられる労働環境づくりを推 進している。また、地域ケア事業として 訪問看護事業を実施している。 | 医療保健部 医療保健総 務課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 四日市医師会 | 平成 24 年 3 月 16 日 | 日本医師会及び三重県医師会との連携の もと、医道の高揚、医学の発達・普及 並びに公衆衛生の向上を図り、社会福祉 を増進し地域社会に貢献する。 | 医療保健部 医療保健総 務課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 尾鷲市シルバー 人材センター | 平成 24 年 3 月 16 日 | 社会参加の意欲のある高齢者のために、 希望、知識及び経験に応じた就業等の 活動機会を確保し提供することで、高 齢者の生活感の充実及び福祉の増進 を図るとともに、活力ある地域社会 づくりに寄与します。 | 雇用経済部 雇用対策課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 多気町シルバー 人材センター | 平成 24 年 3 月 16 日 | 高齢者の多様な就業及び社会参加活動の 機会を確保・提供する事業、高齢者の 能力の活用を図るための事業、並び にこれらの事業を推進するための普及 啓発等の諸活動を実施している。 | 雇用経済部 雇用対策課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 三重県宅建物 取引業協会 | 平成 24 年 3 月 16 日 | 宅地建物取引業の適正な運営の確保と健 全な発展に寄与する為、会員の指導と 連絡に関する事業、公正かつ自由な 宅地建物取引に係る経済活動の機会 の確保とその活性化による国民生活 の安定向上を目的とする事業を行 う。 | 県土整備部 建築開発課 |
| | 平成 24 年 4 月 1 日 | | |

| 法人の名称 | 公益認定等審議会 答申年月日 | 事業の概要 | 所管部 (課) |
|--------------------------------------|-------------------|---|----------------------|
| | 登記完了年月日 | | |
| 公益財団法人 芭蕉翁顕彰会 | 平成 24 年 6 月 13 日 | ・芭蕉翁の顕彰等に関する事業 ・芭蕉翁及び蕉門の遺蹟並びに文献記録の 保存公開に関する事業 ・俳文学の振興等に関する事業 ・俳諧関係の書籍及び芭蕉翁等に関連する 物品等の販売事業 | 教育委員会 教育総務課 |
| | 平成 24 年 7 月 2 日 | | |
| 公益財団法人 国史跡齋宮跡保 存協会 | 平成 24 年 8 月 22 日 | 「いつきのみや歴史体験館」等の施設や周 辺環境を活用し「齋宮」や平安時代の文化 について普及を図る事業を行なう。 | 環境生活部 文化振興課 |
| | 平成 25 年 4 月 1 日 | | |
| 公益財団法人 三重県スポーツ 協会 | 平成 24 年 9 月 19 日 | スポーツ団体及び指導者の養成事業を推進 し、スポーツを通じた青少年の健全な育成 及び県民の体力向上を図る | 地域連携部 スポーツ推 進課 |
| | 平成 24 年 10 月 1 日 | | |
| 公益財団法人 諸戸育英会 | 平成 24 年 10 月 1 日 | 大学に進学する者のうち、特に学力、体力 優秀かつ経済的援助を必要とする者に学資 を補給し、社会に有用の人物の養成を目的 とする事業 | 教育委員会 教育総務課 |
| | 平成 25 年 4 月 1 日 | | |
| 公益財団法人 三十三ふるさと 文化財団 | 平成 24 年 10 月 17 日 | ・文化芸術に関する事業 ・奨学金助成事業 ・定期コンサート事業 | 環境生活部 文化振興課 |
| | 平成 25 年 4 月 1 日 | | |
| 公益財団法人 鈴鹿市文化振興 事業団 | 平成 24 年 10 月 17 日 | 文化芸術に関する事業を行うことにより、 市民の文化芸術の振興に寄与することを目 的とし、文化芸術の振興に資する事業や鈴 鹿市の文化事業の受託等を行う。 | 環境生活部 文化振興課 |
| | 平成 25 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 三重県青果物価 格安定基金協会 | 平成 24 年 11 月 5 日 | 生産者の経営支援、需要拡大を通じて、国 民の重要な食料である青果物の計画的な生 産とニーズに即した供給を図り、もって国 民・三重県民の食生活の向上に寄与する。 | 農林水産部 農産園芸課 |
| | 平成 25 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 三重県公共嘱託 登記土地家屋調 査士協会 | 平成 24 年 11 月 5 日 | 国土の基本単位である個々の不動産（土 地、建物）の調査測量を行い、不動産登記 手続を適正かつ迅速に実施し、境界標を埋 設すること等により、不動産に係る国民の 権利の明確化及び国土の利用、整備に資す る事業 | 国土整備部 公共用地課 |
| | 平成 25 年 7 月 1 日 | | |
| 公益財団法人 三重北勢地域地 場産業振興セン ター | 平成 24 年 11 月 21 日 | 地場産業の健全なる発展を目的とし、諸課 題の解決及び企業の自立的で創造的な活動 を支援するため、地場産品 PR、人材養 成、情報収集提供、ビジネスインキュベーター等の 事業を行う。 | 雇用経済部 県産品振興 課 |
| | 平成 25 年 4 月 1 日 | | |
| 公益財団法人 三重県下水道公 社 | 平成 24 年 11 月 21 日 | 県民の健康で快適な生活環境の向上と公共 用水域の水質保全を目的として、下水道施 設の管理業務、下水道に関する知識の普及 及び啓発、下水道に関する調査研究及び研 修等の事業を実施している。 | 国土整備部 下水道経営 課 |
| | 平成 25 年 4 月 1 日 | | |
| 公益財団法人 亀山市地域社会 振興会 | 平成 24 年 11 月 21 日 | 文化振興を目的とした自主文化事業の開 催、市民交流を目的とした事業の開催、研 修センターの設置及び管理運営などを中心 に、地域社会の健全な発展を目的とする事 業を行っております。 | 教育委員会 教育総務課 |
| | 平成 25 年 4 月 1 日 | | |

| 法人の名称 | 公益認定等審議会 答申年月日 | 事業の概要 | 所管部 (課) |
|-----------------------------|-------------------|--|-----------------------|
| | 登記完了年月日 | | |
| 公益財団法人 四日市市文化ま ちづくり財団 | 平成 24 年 12 月 5 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・文化及び芸術の振興 ・国際相互理解の促進 ・スポーツ及びレクリエーションの増進 ・防犯外灯の設置及び維持管理 | 環境生活部 文化振興課 |
| | 平成 25 年 4 月 1 日 | | |
| 公益財団法人 尾鷲文化振興会 | 平成 24 年 12 月 5 日 | 三重県尾鷲地区広域行政圏において、定款に定める目的達成のため、自主事業の実施や尾鷲市民文化会館の管理運営等の事業を行う。 | 環境生活部 文化振興課 |
| | 平成 25 年 4 月 1 日 | | |
| 公益財団法人 三重県労働福祉 協会 | 平成 24 年 12 月 5 日 | 勤労者、労働団体、労働福祉団体等の行う福祉、厚生活動の連携・支援等に関する事業を行い、もって勤労者の経済的・文化的地位の向上に寄与することを目的とする。 | 雇用経済部 雇用対策課 |
| | 平成 25 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 三重県私学振興 会 | 平成 24 年 12 月 19 日 | 三重県内の私立学校教育の充実及び振興を図るとともに、三重県民の幅広い修学機会を確保するための支援を行い、もって三重県における教育・文化の発展に寄与する事業を行っています。 | 環境生活部 私学課 |
| | 平成 25 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 大杉谷登山セン ター | 平成 24 年 12 月 19 日 | 大杉谷地区の吉野熊野国立公園と奥伊勢宮川峡県立自然公園における自然保護と適正な公園利用を推進するとともに、登山者の安全確保に寄与することを目的とする。 | 農林水産部 みどり共生 推進課 |
| | 平成 25 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 津青年会議所 | 平成 24 年 12 月 19 日 | 本会議所は地域社会の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに国際的理解を深め、国家及び世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。 | 雇用経済部 雇用経済総 務課 |
| | 平成 25 年 1 月 7 日 | | |
| 公益財団法人 四日市市学校給 食協会 | 平成 24 年 12 月 19 日 | 四日市市の小学校の児童に対し、廉価な費用で栄養バランスのとれた給食物資の供給により、児童の健全な育成に寄与することを目的としている。また、給食の普及事業等も行っている。 | 教育委員会 教育総務課 |
| | 平成 25 年 4 月 1 日 | | |
| 公益財団法人 津市社会教育振 興会 | 平成 24 年 12 月 19 日 | この法人は、青少年の心身の健全な育成を図ると共に広く社会教育の振興に寄与するための事業を行う。 | 教育委員会 教育総務課 |
| | 平成 25 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 伊勢法人会 | 平成 25 年 1 月 16 日 | 税知識の普及を目的とする事業。納税意識の高揚を目的とする事業。税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業。地域社会への貢献を目的とする事業。会員の福利厚生に資する事業。会員の交流に資するための事業。その他当法人の目的を達成するために必要な事業。 | 総務部 税務企画課 |
| | 平成 25 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 桑名法人会 | 平成 25 年 1 月 16 日 | 桑名税務署管内において、税知識の普及と納税意識の高揚のため、研修会・講演会等や税制及び税務に関する提言活動を行うとともに、地域企業の健全な発展と地域社会への貢献を目的に事業を行っている。 | 総務部 税務企画課 |
| | 平成 25 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 四日市法人会 | 平成 25 年 1 月 16 日 | 四日市税務署管内において、税務知識の普及と納税意識の高揚のため、研修会・講演会等や税制及び税務に関する提言活動を行うとともに、地域企業の健全な発展と地域社会への貢献を目的に事業を行っています。 | 総務部 税務企画課 |
| | 平成 25 年 4 月 1 日 | | |

| 法人の名称 | 公益認定等審議会 答申年月日 | 事業の概要 | 所管部 (課) |
|----------------------|-------------------|---|-----------------------|
| | 登記完了年月日 | | |
| 公益社団法人 津法人会 | 平成 25 年 1 月 16 日 | 津税務署管内において、税知識の普及と納税意識の高揚のため、研修会・講演会等や税制及び税務に関する提言活動を行うとともに、地域企業の健全な発展と地域社会への貢献を目的に事業を行っています。 | 総務部 税務企画課 |
| | 平成 25 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 松阪法人会 | 平成 25 年 1 月 16 日 | 松阪税務署管内において、税知識の普及と納税意識の高揚のため、研修会・講演会等や税制及び税務に関する提言活動を行うとともに、地域企業の健全な発展と地域社会への貢献を目的に事業を行っています。 | 総務部 税務企画課 |
| | 平成 25 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 鈴鹿法人会 | 平成 25 年 1 月 16 日 | 鈴鹿税務署管内において、税知識の普及と納税意識の高揚のため、研修会・講演会等や税制及び税務に関する提言活動を行うとともに、地域企業の健全な発展と地域社会への貢献を目的に事業を行っています。 | 総務部 税務企画課 |
| | 平成 25 年 4 月 1 日 | | |
| 公益財団法人 公人の丘墓地 | 平成 25 年 1 月 16 日 | 墓地及び納骨堂に関する事業を行うと共に、周辺の公園緑化事業を行い、社会の福祉の発展に寄与し、緑豊かな潤いのあるまちづくりに貢献する。 | 医療保健部 医療保健総務課 |
| | 平成 25 年 4 月 1 日 | | |
| 公益財団法人 鈴鹿国際交流協会 | 平成 25 年 1 月 30 日 | 地域レベルでの国際交流の促進・国際理解、多文化共生の推進及びこれらを推進するための人材の育成及び市民活動等に関する事業 | 環境生活部 ダイバーシティ社会推進課 |
| | 平成 25 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 三重県観光連盟 | 平成 25 年 1 月 30 日 | 観光事業 | 雇用経済部 観光政策課 |
| | 平成 25 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 三重断酒新生会 | 平成 25 年 2 月 14 日 | アルコール依存者の自力更生を促し、アルコール依存者の人権を守り、アルコール依存問題の解決を通して、社会福祉の向上を図る。 | 医療保健部 医療保健総務課 |
| | 平成 25 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 伊勢市観光協会 | 平成 25 年 2 月 21 日 | この法人は、伊勢市を中心とした地域における観光及び産業振興に関する事業を行い、もって伊勢地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的とする。 | 雇用経済部 観光政策課 |
| | 平成 25 年 4 月 1 日 | | |
| 公益財団法人 三重県動物管理事務所 | 平成 25 年 2 月 28 日 | 狂犬病予防法等に基づき三重県及び四日市市が実施する施策の一部の委託を受け、犬による県民への危害発生防止のため、小動物の適正な管理に努め、県民の生活環境の保全とともに動物愛護精神の高揚を図る。 | 医療保健部 医療保健総務課 |
| | 平成 25 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 三重県防犯協会連合会 | 平成 25 年 3 月 8 日 | 犯罪防止の広報・啓発活動、防犯関連団体の防犯活動や青少年健全育成活動に対する協力援助等の事業を行い、犯罪のない安全で安心な地域社会の実現に寄与します。 | 警察本部 生活安全企画課 |
| | 平成 25 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 津地区医師会 | 平成 25 年 3 月 19 日 | 医道を昂揚し、医学医術の発展普及と公衆衛生の向上を図るとともに、正しい医療の遂行によって地域社会の保健衛生と福祉の増進を図る。 | 医療保健部 医療保健総務課 |
| | 平成 25 年 4 月 1 日 | | |

| 法人の名称 | 公益認定等審議会 答申年月日 | 事業の概要 | 所管部 (課) |
|-----------------------------------|-------------------|--|-------------------------------|
| | 登記完了年月日 | | |
| 公益財団法人 三重県生活衛生 営業指導センタ ー | 平成 25 年 3 月 19 日 | 生活衛生にかかわる営業を利用する人々の安全で安心なサービスを確保するため、三重県における生活衛生関係営業の経営の健全化と振興を通じてその衛生水準の維持・向上及び健康福祉対策等の推進を支援する。 | 医療保健部 医療保健総務課 |
| | 平成 25 年 4 月 1 日 | | |
| 公益財団法人 三重県角膜・腎臓 バンク協会 | 平成 25 年 3 月 19 日 | 眼球と腎臓の提供希望者の登録制度を設け、角膜と強膜の提供あっせんを行うとともに、角膜・腎臓その他の臓器の移植に関する知識の普及啓発活動を行うことにより、角膜移植及び腎臓移植の推進を図る。 | 医療保健部 医療保健総務課 |
| | 平成 25 年 4 月 1 日 | | |
| 公益財団法人 三重ボランティア 基金 | 平成 25 年 3 月 19 日 | ボランティア活動を中心とする地域社会を創造することを目的として、ボランティア・NPO 団体等への活動支援のための助成活動を行っている。 | 子ども・福祉部 福祉監査課 |
| | 平成 25 年 4 月 1 日 | | |
| 公益財団法人 東海水産科学協 会 | 平成 25 年 9 月 25 日 | 広く水産および海洋分野に関わる文化、学術、科学振興、教育の促進、および海洋環境の保全、整備に寄与することを目的とする事業を実施する。 | 農林水産部 水産資源管理課 |
| | 平成 26 年 4 月 1 日 | | |
| 公益財団法人 伊勢文化会議所 | 平成 25 年 10 月 29 日 | 伊勢の歴史的文化遺産及び景観を保存継承するとともに、文化的諸活動を振興し、もって市民と伊勢を訪れる人々のために、文化豊かな伊勢を作るための諸活動を行う。 | 環境生活部 文化振興課 |
| | 平成 26 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 三重県柔道整復 師会 | 平成 25 年 10 月 29 日 | 柔道整復術の学術技術の研鑽と普及。受領委任制度の確保と国民皆保険制度（保険医療）普及の協力。柔道整復師の資質向上と指導監督。県民の体力向上と青少年の健全育成。 | 医療保健部 医療保健総務課 |
| | 平成 26 年 4 月 1 日 | | |
| 公益社団法人 松阪地区医師会 | 平成 25 年 10 月 29 日 | 医道の高揚、医学及び学術の発達普及と公衆衛生の向上、社会福祉の増進により、地域社会へ貢献する。 | 医療保健部 医療保健総務課 |
| | 平成 26 年 4 月 1 日 | | |
| 公益財団法人 鳥羽市武道振興 会 | 平成 25 年 11 月 20 日 | 武道の普及及び健康づくりに関する事業と合わせて、運動施設の管理・運営に関する事業を行うことにより、県民の体力向上を図る。 | 地域連携部 スポーツ推進課 |
| | 平成 26 年 4 月 1 日 | | |
| 公益財団法人 ささえあいのま ち創造基金 | 平成 26 年 1 月 22 日 | 広く社会から資源（資金、人材、物品等）の提供を受け、民間団体が自発的に行う公益活動へ適切に配分することにより、持続可能なまちづくりと相互に支え合う文化の創造をめざす事業 | 環境生活部 ダイバーシ ティ社会推 進課 |
| | 平成 26 年 2 月 6 日 | | |
| 公益財団法人 モカ育志奨学基 金 | 平成 26 年 12 月 2 日 | 青少年の育成を通じた豊かな社会の形成を目的として、優れた学生であって経済的理由により各種学校での修学が困難である者に対して、教育奨学金の助成を通じた青少年育成に関する事業等を行う。 | 教育委員会 教育総務課 |
| | 平成 27 年 4 月 9 日 | | |
| 公益社団法人 日本へら鮒プロ 認定協会 | 令和元年 11 月 20 日 | へら鮒釣りの普及及び振興を図り、地域住民の健康の保持増進、余暇活動の充実並びに青少年の健全な育成に寄与する事業 | 地域連携部 スポーツ推 進課 |
| | 令和元年 11 月 26 日 | | |

| 法人の名称 | 公益認定等審議会 答申年月日 | 事業の概要 | 所管部 (課) |
|----------------------|-------------------|--|-------------------|
| | 登記完了年月日 | | |
| 公益財団法人 四日市市スポーツ協会 | 令和3年12月22日 | この法人は、スポーツを通し四日市市民に対して、体力の向上を図りスポーツ精神を養うことにより、四日市市発展の基盤を培うことに寄与することを目的として、各種スポーツ団体の育成強化、各種目の大会及び講習会の開催、並びにスポーツ施設の運営管理を事業として行う。 | 地域連携部 スポーツ推進課 |
| | 令和4年4月1日 | | |
| 公益社団法人 みえ林業総合支援機構 | 令和3年12月22日 | 三重県内の林業従事者の就労環境の改善、林業労働力の確保及び新規就業者の促進を行うとともに、総合的な林業人材・経営体の育成支援を実施することにより、林業の安定的な発展及び山村の振興に資する。 | 農林水産部 森林・林業経営課 |
| | 令和4年4月1日 | | |

※ 「事業の概要」欄は、国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益法人 information」に掲載されている法人の「事業の概要」欄を転記している。

第3章 三重県における公益認定法人の監督状況

公益認定法人に対する監督については、第1章第3節のとおり、公益認定法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、定期提出書類等の確認、立入検査、報告徴収等を実施していくこととしています。

令和3年度においては、定期提出書類について、認定法第22条第1項並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号。以下「認定法施行規則」といいます。）第37条及び第38条の規定に基づき、所管するすべての公益認定法人から事業計画書及び事業報告等の提出が適正になされていることを確認しています。

また、立入検査については、認定法第27条第1項及び第59条第2項に基づき、公益認定後あるいは直近の立入検査実施後3年以内に行う「定期立入検査」を38法人に対して実施しており、検査の結果、概ね適正な法人運営が行われていることを確認しています。

なお、認定基準等に関連する重大な問題点が発覚した場合に適時に行う「臨時立入検査」、運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求める「報告徴収」は行っていません。

◆立入検査の実施件数

| | 平成28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|------|--------|------|------|-------|-----|-----|
| 実施件数 | 35 | 38 | 41 | 34 | 40 | 38 |

（注）表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

◆報告徴収の件数

| | 平成28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|------|--------|------|------|-------|-----|-----|
| 実施件数 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |

（注）表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

第4章 三重県における公益信託の現況

第1節 公益信託制度の概要

1 公益信託の定義

公益信託とは、公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）に基づき、委託者が祭祀、宗教、慈善、学術、技芸その他一定の公益目的のため、受託者に対してその財産を移転し、受託者をしてその公益目的に従ってその財産を管理又は処分させ、もってその公益目的を実現しようとする制度です。

2 公益信託の特色

公益法人においては、法人という新たな法主体を創設し、これが公益目的のために自律的活動を行うものであるのに対し、公益信託においては、拠出された財産（信託財産）が既存の法主体である受託者に名義上帰属し、設定された公益目的のため受託者の固有財産とは別に管理、運用されていくものであって、両者の法律的構造は異なります。また、公益法人においては、永続的又は相当長期間にわたってその存続が予定されているのに対し、公益信託においては、信託の制度上、設定の期間が比較的短期のものでも可能であるなど、より弾力的な運用が可能です。

3 公益信託の仕組み

公益信託は、委託者が受託者との間で一定の公益目的のために財産を信託する信託契約を締結することにより、又は委託者の遺言により、信託の法律関係をつくり、これについて受託者が、主務官庁の許可を受けることによって成立します。

公益信託は、主務官庁の監督に属し、受託者は、信託行為の定めるところに従って、自己の名で信託財産を管理、処分して公益事業を営みます。信託財産は、受託者に移転されますが、受託者の固有財産とは区別されます。受託者は、その事務処理について善管注意義務等を負い、信託義務違反に対しては損失を補填をしなければなりません。

4 公益信託に対する統一的な指導監督等の基準

公益信託に対する適正な指導監督等を行うための統一的基準として、

平成6年9月13日に公益法人等指導監督連絡会議で決定された「公益信託の引受け許可審査基準等について」があり、主務官庁においては、この基準にのっとった指導監督等が行われています。

5 公益信託の税制

公益信託に財産を拠出したときの税制として、個人・法人の双方につき、特定の公益信託のために支出した金銭についてのみなし寄付金制度等、各種の優遇措置があります。

第2節 公益信託の現況

1 公益信託の数及び信託財産

表1は、信託数及び信託財産の状況を示したものです。

(表1) 信託数及び信託財産の状況

| 信託数 | 信託財産規模別信託数 | | | | 信託財産 合計金額 (千円) | 信託財産 平均金額 (千円) |
|----------|------------|------------------|-----------------|----------|----------------------|----------------------|
| | 1千万円 未満 | 1千万円以上 5千万円未満 | 5千万円以上 1億円未満 | 1億円以上 | | |
| 2 (2) | 0 (0) | 2 (2) | 0 (0) | 0 (0) | 34,061 (35,084) | 17,031 (17,542) |

※令和4年12月1日現在。()内の数値は前年値。

2 信託目的別信託数

信託目的別では、奨学金支給 1、教育振興 1 となっています。

3 授益行為の状況

表2は授益行為の状況を示したものです。

(表2) 授益行為の状況

(単位：千円)

| 授益行為状況 | | | | | | | |
|--------------|--------------------|--------------|--------------------|----------|----------|--------------|--------------------|
| 個人 | | 任意団体 | | 法人 | | 合計 | |
| 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 219 (219) | 13,460 (13,460) | 194 (186) | 19,610 (18,860) | 0 (0) | 0 (0) | 413 (405) | 33,070 (32,320) |

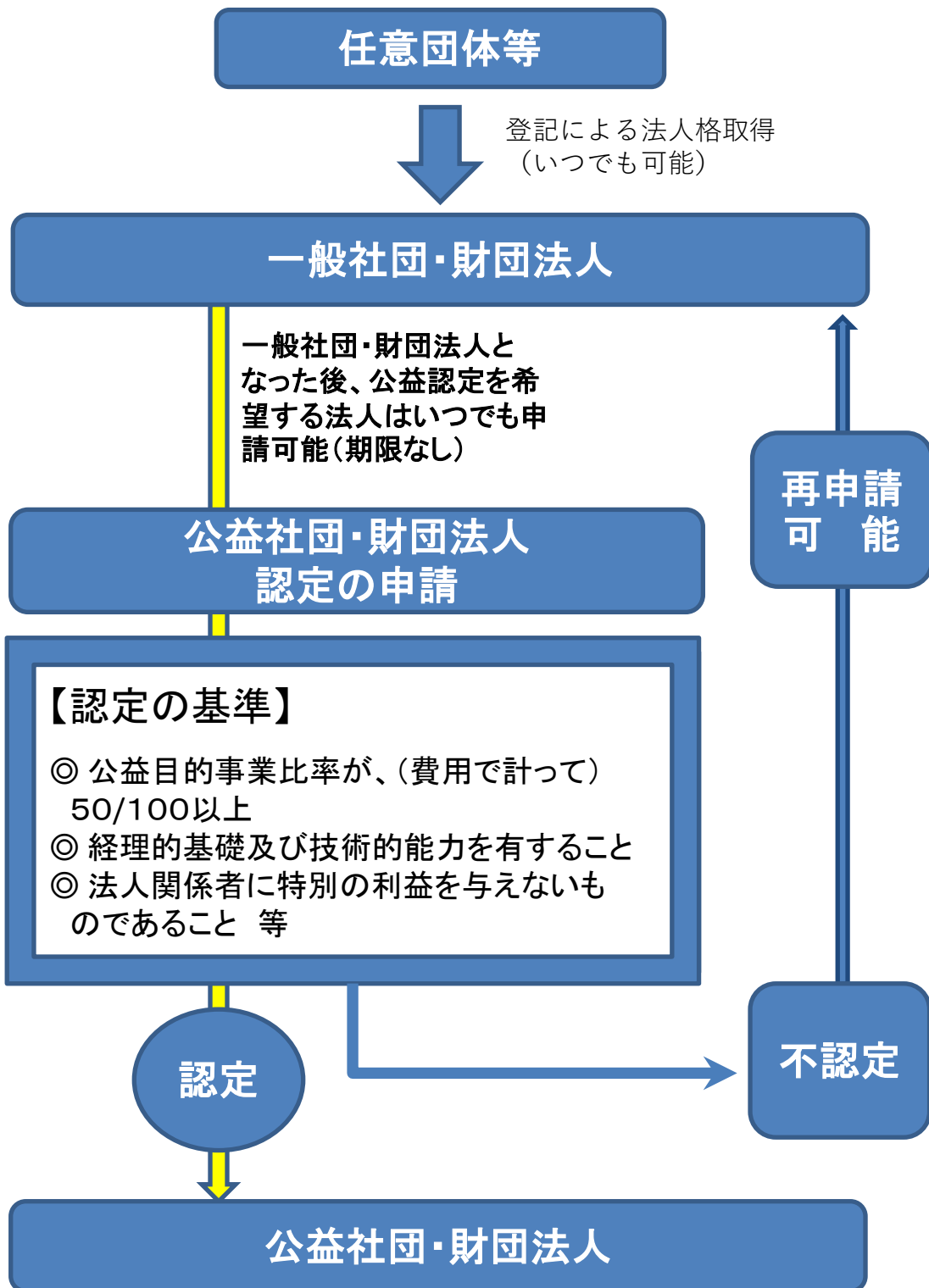
※令和4年12月1日現在。()内の数値は前年値。

4 公益信託一覧表

| 所管部局 | 名 称 | 委託者 | 受託者 | 引受許可 年月日 | 信託目的 |
|-------|----------------|--------|--------------|-------------|----------------------|
| 環境生活部 | 鈴鹿市交通遺児育成援助基金 | 北川 和彦 | 三井住友信託銀行（株） | H2. 6. 8 | 奨学金支給 （就職進学支度金支給） |
| 教育委員会 | ジャスミン高齢者教育振興基金 | 賀川 ヒサ子 | 三菱UFJ信託銀行（株） | S60. 10. 24 | 教育振興 |

※令和4年12月1日現在

公益認定法人へのフロー図



[参考資料]

新公益法人制度施行後における公益認定法人の概況

平成 20 年 12 月 1 日に新公益法人制度が施行され、旧制度における社団法人・財団法人が特例民法法人となり、平成 25 年 11 月 30 日までの移行期間に、新制度における公益法人や一般法人への移行を目指すこととなりました。移行期間内に移行申請を行わなかった場合には、解散したものとみなされます。*

この参考資料は新公益法人制度施行後の三重県における公益認定法人について、概況をまとめたものです。

※三重県ではみなし解散の法人はありませんでした。

◆各年 12 月 1 日現在の公益認定法人数

| | 平成 25 年 | 26 年 | 27 年 | 28 年 | 29 年 | 30 年 |
|----|---------|------|------|------|------|------|
| 社団 | 51 | 53 | 53 | 53 | 53 | 53 |
| 財団 | 45 | 49 | 54 | 51 | 50 | 50 |
| 計 | 96 | 102 | 104 | 104 | *103 | 103 |

| | 令和元年 | 2 年 | 3 年 | 4 年 |
|----|------|-----|-----|-----|
| 社団 | 54 | 54 | 54 | 55 |
| 財団 | 50 | 50 | 50 | 51 |
| 計 | 104 | 104 | 104 | 106 |

* 29 年に公益認定法人数が減少しているのは、所管行政庁が三重県から内閣府に変更となった法人があったことによる。

◆認定処分件数

| | 移行期間計 | 平成 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
|------|-------|----------|-------|-------|-------|-------|
| 公益認定 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 移行認定 | 95 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 96 | 6 | 2 | 0 | 0 | 0 |

| | 30 年度 | 令和元年度 | 2 年度 | 3 年度 | 合計 |
|------|-------|-------|------|------|-----|
| 公益認定 | 1 | 0 | 0 | 2 | 7 |
| 移行認定 | 0 | 0 | 0 | 0 | 100 |
| 計 | 1 | 0 | 0 | 2 | 107 |

(注 1) 「公益認定」は、特例民法法人からの移行ではなく新規による公益認定数。

(注 2) 「移行期間計」は、平成 20 年 12 月 1 日から平成 25 年 11 月 30 日までの合計を指す。

(注 3) 表中の「年度」は、各年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までを指す。

◆変更認定処分・変更届出件数

公益認定法人は、内閣府令で定める軽微な変更[※]を除き、事業等の内容の変更を行おうとするときは、あらかじめ行政庁の認定を受けなければならない（認定法第11条）とされています。

※ 申請書の記載事項の変更を伴わない場合等、軽微な変更については、変更届出で足りるとされています。（認定法第13条及び認定法施行規則第11条）

| | 移行期間計 | 平成25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|------|-------|--------|------|------|------|------|
| 変更認定 | 2 | 4 | 4 | 4 | 3 | 4 |
| 変更届 | 207 | 17 | 145 | 144 | 139 | 129 |
| 計 | 209 | 21 | 149 | 148 | 142 | 133 |

| | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 合計 |
|------|------|-------|-----|-----|-------|
| 変更認定 | 3 | 1 | 3 | 4 | 32 |
| 変更届 | 130 | 132 | 128 | 140 | 1,311 |
| 計 | 133 | 133 | 131 | 144 | 1,343 |

（注1）「移行期間計」は、平成20年12月1日から平成25年11月30日までの合計を指す。

（注2）表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。ただし、「平成25年度」は、平成25年12月1日から平成26年3月31日までを指す。

◆公益目的事業費用額

公益認定法人は、「公益目的事業を行うことを主たる目的とする」法人です（認定法第5条）。毎事業年度における公益目的事業比率（法人の経常費用全体に占める公益目的事業に係る経常費用の比率）が50%以上になるように公益目的事業を行わなければなりません（認定法第15条）。下表は、公益目的事業比率の算定に用いる、公益目的事業に係る経常費用の合計額を表したものです。

（百万円）

| | 令和3年 | 4年 |
|----|--------|--------|
| 社団 | 10,266 | 10,474 |
| 財団 | 16,837 | 17,515 |
| 計 | 27,103 | 27,989 |

（注1）過去1年間に提出された事業報告等（各年12月1日時点の確認済みデータ）による。

令和4年度三重県公益認定法人等年次報告

令和5年3月発行

三重県総務部行財政改革推進課

〒514-8570 津市広明町13番地

電話 059-224-2231

<http://www.pref.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/71026044383.htm>